

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成単位数	算定単位	
種類	項目								
A 2	1111	訪問型独自サービス 11	イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1 週に 1 回程度の場合			1,176	1 月につき	
A 2	2111	訪問型独自サービス 11 日割		1176 単位	日割の場合	÷	30.4 日 39 単位	39	1 日につき
A 2	1211	訪問型独自サービス 12		(2) 1 週に 2 回程度の場合				2,349	1 月につき
A 2	2211	訪問型独自サービス 12 日割		2349 単位	日割の場合	÷	30.4 日 77 単位	77	1 日につき
A 2	1321	訪問型独自サービス 13		(3) 1 週に 3 回程度の場合				3,727	1 月につき
A 2	2321	訪問型独自サービス 13 日割		3727 単位	日割の場合	÷	30.4 日 123 単位	123	1 日につき
A 2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 11	イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1 週に 1 回程度の場合		12 単位減算	-12	1 月につき	
A 2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 11 日割		日割の場合	÷	30.4 日 1 単位減算	-1	1 日につき	
A 2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 12		(2) 1 週に 2 回程度の場合		23 単位減算	-23	1 月につき	
A 2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 12 日割		日割の場合	÷	30.4 日 1 単位減算	-1	1 日につき	
A 2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 13		(3) 1 週に 2 回を超える程度の場合		37 単位減算	-37	1 月につき	
A 2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 13 日割		日割の場合	÷	30.4 日 1 単位減算	-1	1 日につき	
A 2	6001	訪問型独自同一建物減算 1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20 人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10%減算		1 月につき	
A 2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域における小規模事業所加算			所定単位数の 10%加算		1 月につき	
A 2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割				所定単位数の 10%加算		1 日につき	
A 2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5%加算		1 月につき	
A 2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割				所定単位数の 5%加算		1 日につき	
A 2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算			200 単位加算	200	1 月につき	
A 2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 I	ニ 生活機能向上連携加算		(1) 生活機能向上連携加算 (I)	100 単位加算	100		
A 2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 II			(1) 生活機能向上連携加算 (II)	200 単位加算	200		
A 2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算			50 単位加算	50	1 回につき	
A 2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算 I	ヘ 介護職員処遇改善加算		(1) 介護職員処遇改善加算 (I)	所定単位数の 137/1000 加算		1 月につき	
A 2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算 II			(2) 介護職員処遇改善加算 (II)	所定単位数の 100/1000 加算			
A 2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算 III			(3) 介護職員処遇改善加算 (III)	所定単位数の 55/1000 加算			
A 2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算 I	ト 介護職員特定処遇改善加算		(1) 介護職員等特定処遇改善加算 (I)	所定単位数の 63/1000 加算			
A 2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算 II			(2) 介護職員等特定処遇改善加算 (II)	所定単位数の 42/1000 加算			
A 2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算			所定単位数の 24/1000 加算			

